

那珂川沿岸農業水利事業（二期）
水那幹線水路緊急遮断弁
機側操作盤ほか設置工事

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業（二期）水那幹線水路緊急遮断弁機側操作盤ほか設置工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、戸崎調圧水槽及び内原調圧水槽に緊急遮断弁機側操作盤を新設するものである。

2. 工事場所

茨城県那珂市戸崎及び水戸市有賀町地内

3. 工事概要

本工事は、戸崎調圧水槽及び内原調圧水槽の緊急遮断弁機側操作盤の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

（1）操作設備

戸崎調圧水槽緊急遮断弁機側操作盤	1面
内原調圧水槽緊急遮断弁機側操作盤	1面

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作に示すとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概算数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

5. 施工範囲

（1）本工事の施工範囲は、第2章3 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。

（2）次に示すものは本工事の施工対象外とする。

- 1）仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）
- 2）資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
- 3）責任分界点までの引き込み外線及び引込柱建柱工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

据付工事の着手については、盤製作完了後着手可能である。

2. 工事期間中の休業日

- （1）工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- （2）据付工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。
- （3）原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月12日～8月14日）、年末年始休暇（12月28日

～1月3日）は工事を行わない。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 施工しない時間帯

原則、午後5時00分から午前8時00分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-12に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

5. 工 期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている212日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年1月29日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

- （1） 水管理施設製作据付工事（令和7年2月25日～令和8年12月15日）
- （2） 水管理施設製作据付その2工事（令和8年3月～令和8年11月）

2. 既設設備等との受渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 内原調圧水槽の電源は、東京電力エナジーパートナー株式会社200V（3相3線50Hz）で受電するものとする。

なお、電源は、既設引込開閉器盤内に新たに遮断器を設置するものとし、遮断器の一次側接点とする。

- (2) 戸崎調圧水槽の電源は、既設引込柱に設置されている既設引込開閉器盤内の遮断器の二次側接点とする。

- (3) 既設無線伝送装置盤の端子台からの信号等情報の受渡し方法は次による。

1) 計測項目は、DC4～20mA

2) 監視項目は、無電圧連続a接点信号（DC24V 30mA、DC48V 30mA）

3. 搬入路

現場への搬入は、下記の車両の進入が可能である。

- (1) 戸崎調圧水槽 10ton 車

- (2) 内原調圧水槽 4ton 車

4. 第三者に対する措置

- (1) 騒音・振動対策

1) 騒音、振動対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2) 施工時に第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。

なお、第三者との協議において対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。

- (2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

- (3) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、散水等の防塵対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

- (4) 安全対策

工事用車両の工事現場への出入りに際しては、必要な安全対策を講じるものとする。

5. 関係機関との調整

受注者は受電について必要な調整を行わなければならない。

- (1) 電源引込及び受電申込み又は受電申込書の作成

内原調圧水槽の緊急遮断弁機側操作盤については、電源引込及び受電申込み又は受電申込書の作成を受注者が行うものとする。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第 1 章 1-1-7 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約から 60 日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から 14 日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。

第 6 章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第 7 章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおり各調圧水槽敷地内である。

第 8 章 貸与する資料等

1. 本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資 料 名 那珂川沿岸農業水利事業（一期） 御前山ダム水管理設備等改修実施設計業務告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 那珂川沿岸農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第 9 章 試運転調整

本工事では電気設備及びバルブ設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は受注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第 10 章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第 8 章第 1 項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。
- (6) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、アレスター等を設置し雷害対策を行うこと。

2. 設計諸元

(1) 環境条件

機器は、次の標準周囲環境条件において正常に動作しなければならない。

機器区分 項 目	屋外機器
温 度	−10～40℃
相対湿度	30～95% ※防水構造は、各機器仕様によること。

(注) ① 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。

② 屋外機器とは、屋外機側操作盤内機器等とする。

(2) 機器への供給電源

機器への供給電源は、次に示す電源方式、電源仕様とする。

電源方式	電源仕様
交流電源方式 (AC) (戸崎調圧水槽)	① 相数・電圧：単相 2 線、100V±10V ② 周波数 : 50Hz±3Hz
交流電源方式 (AC) (内原調圧水槽)	① 相数・電圧：3 相 3 線、200V±10V ② 周波数 : 50Hz±3Hz

(3) 信号情報受渡し条件

各管理対象設備からの信号情報の受渡し項目は、別添図面に示すとおりとし、信号受渡し条件は次による。

- ① 監視信号 無電圧連続 a 接点信号 (DC24V 30mA、DC48V 30mA)
- ② アナログ計測信号 DC4～20mA

(4) 負荷設備

内原調圧水槽に設置されている緊急遮断弁については、電動機により開閉を行う。

電動機容量 1.5kW

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 12 章「電気設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 12 章「電気設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 12 章「電気設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

2. 機器仕様

(1) 既設引込開閉器盤（内原調圧水槽）

1) 盤内取付器具

- ①配線用遮断器(MCCB) 3P32AF 1 台

※MCCB は既設取引計器盤の余地に設置する。

(2) 既設引込開閉器盤（戸崎調圧水槽）

1) 盤内取付器具

- ①配線用遮断器(MCCB) 2P32AF 1 台

※MCCB は既設取引計器盤の余地に設置する。

(3) 緊急遮断弁機側操作盤（戸崎調圧水槽）

1) 数量 1 面

2) 形式 鋼板製屋外閉鎖自立形(本体 t2.3, 扉 t3.2) 前面扉式

3) 寸法 800W×1900H×800D

4) 盤内取付器具

- ①配線用遮断器 2P MCCB 32AF 1 式

- ②DC/DC コンバータ (DC24V) 1 式

- ③電磁ソレノイド操作用パワーリレー 1 式

- ④電磁弁操作用リレー 1 式

- ⑤ディストリビュータ 1 式

- ⑥アイソレータ 1 式

- ⑦警報設定器 1 式

- ⑧補助継電器 1 式

- ⑨アレスター 1 式

- ⑩その他必要なもの 1 式

5) 盤面取付器具

- ①名称板 1 式

- ②切換スイッチ（手動-自動、全開-全閉） 1 式

- ③押釦スイッチ カバー付き（緊急遮断） 1 式

- ④押釦スイッチ（異常リセット, ランプテスト） 1 式

- ⑤集合形表示灯 1 式

- ⑥水位指示計 1 式

- ⑦流量指示計 1 式

- ⑧その他必要なもの 1 式

6) 直流電源装置（機側操作盤内収納）

- ①数量 1 面

- ②容量 DC24V 24Ah

- ③バッテリー 小形制御弁式鉛蓄電池 2 個

- ④盤面取付品

- ・ 直流電流計 1 個

- ・ 直流電圧計 1 個
 - ・ 表示灯 2 個
 - ・ その他必要なもの 1 式
- 7) 地震検出装置本体(機側操作盤内取付)
- ①数量 1 台
 - ②最大加速度表示 第 1 設定値～1999Gal
 - ③表示開始条件 最大加速度 $\geq$ 第 1 設定かつプロテクタ動作
 - ④出力設定 設定数：3 段
設定範囲：50～999Gal (1Gal ステップ)
 - ⑤制御出力 最大加速度 $\geq$ 第 1～3 設定かつプロテクタ動作
 - ⑥復帰 前面パネル押し釦又は外部リセット入力
 - ⑦電源 DC24V
- 8) 地震検出装置検出部(機側操作盤内取付)
- ①数量 1 台
 - ②検出方法 水平全方向及び垂直方向
 - ③検出範囲 50～1999Gal
 - ④プロテクタ 20～50Gal (倒立重錘方式) 水平全方向
- 9) 予備品・付属品
- ①予備品・付属品 製造メーカーの標準のもの
- (4) 緊急遮断弁機側操作盤 (内原調圧水槽)
- 1) 数量 1 面
 - 2) 形式 鋼板製屋外閉鎖自立形(本体 t2.3, 扉 t3.2) 前面扉式
 - 3) 寸法 800W×1900H×800D
 - 4) 盤内取付器具
 - ①漏電遮断器 3P ELCB 32AF 1 式
 - ②配線用遮断器 3P MCCB 32AF 1 式
 - ③配線用遮断器 2P MCCB 32AF 1 式
 - ④DC/DC コンバータ (DC24V) 1 式
 - ⑤電動機用可逆式電磁接触器 1 式
 - ⑥サーマルリレー 1 式
 - ⑦電磁ソレノイド操作用パワーリレー 1 式
 - ⑧電磁弁操作用リレー 1 式
 - ⑨ディストリビュータ 1 式
 - ⑩アイソレータ 1 式
 - ⑪警報設定器 1 式
 - ⑫補助継電器 1 式
 - ⑬アレスター 1 式
 - ⑭その他必要なもの 1 式
 - 5) 盤面取付器具
 - ①名称板 1 式
 - ②切換スイッチ (手動-自動、全開-全閉) 1 式

③押釦スイッチ カバー付き（緊急遮断）	1 式
④押釦スイッチ（異常リセット, ランプテスト）	1 式
⑤操作スイッチ（待機-停止（引）-復帰）	1 式
⑥集合形表示灯	1 式
⑦クラッチ位置開度指示計	1 式
⑧水位指示計	1 式
⑨流量指示計	1 式
⑩その他必要なもの	1 式
6) 直流電源装置（機側操作盤内収納）	
①数量	1 面
②容量	DC24V 24Ah
③バッテリー	小形制御弁式鉛蓄電池
④盤面取付品	2 個
・ 直流電流計	1 個
・ 直流電圧計	1 個
・ 表示灯	2 個
・ その他必要なもの	1 式
7) 地震検出装置本体（機側操作盤内取付）	
①数量	1 台
②最大加速度表示	第 1 設定値～1999Gal
③表示開始条件	最大加速度 $\geq$ 第 1 設定かつプロテクタ動作
④出力設定	設定数：3 段
	設定範囲：50～999Gal（1Gal ステップ）
⑤制御出力	最大加速度 $\geq$ 第 1～3 設定かつプロテクタ動作
⑥復帰	前面パネル押し釦又は外部リセット入力
⑦電源	DC24V
8) 地震検出装置検出部（機側操作盤内取付）	
①数量	1 台
②検出方法	水平全方向及び垂直方向
③検出範囲	50～1999Gal
④プロテクタ	20～50Gal（倒立重錘方式）水平全方向
9) 予備品・付属品	
①予備品・付属品	製造メーカーの標準のもの

第 12 章 塗 装

1. 一般事項

機側操作盤の塗装色は、5Y/1 とする。

第 13 章 据 付

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第12節及び第13章第10節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

この工事の据付基準点は、別途監督職員が指示するものとする。

3. 操作設備

(1) 設備の配置は、原則として設計図によるものとするが、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。

(2) 機側操作盤及び電気通信設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

なお、機側操作盤については、電気設備計画設計技術指針（高低圧編）「令和元年9月」農林水産省「農村振興局」の4.6耐震設計を使用する。

また、耐震クラスは本指針に示すAクラス以上とする。

(3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

(4) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

(5) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になる様にしなければならない。

(6) 設備の据付に当たっては、2.9t 吊りクレーン装置付きトラックにより揚重作業を行うことを想定している。

なお、現地調査のうえ、上記により難しい場合は、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は契約変更の対象とする。

4. 付帯土木工事

(1) 掘削

掘削土は、埋戻しに流用するもののほかは現場内で利用する。

掘削及び床掘りに当たっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。

(2) 埋戻し

埋戻しは、一層の仕上り厚さを30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ（90kg級）等により、締固めを行わなければならない。

5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追記事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は次によるものとする。

1) 電線及び電線管等

(ア) 電線等

架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV)	JIS C 3605
ビニル絶縁電線 (IV)	JIS C 3307
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル (CVV)	JIS C 3401
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル (遮へい付) (CVV-S)	JCS 4258

(イ) 電線管

厚鋼電線管 (G)	JIS C 8305
硬質塩化ビニル電線管	JIS C 8430
波付硬質合成樹脂管	JIS C 3653

2) 石材及び骨材

再生クラッシュラン RC-40 JIS A 5001 準拠

3) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	ス ラ ン プ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水 セメント 比 (%)	セメント の種類に よる記号	使 用 目 的
無筋 コンクリート	18	8	25(20)	65 以下	BB	均しコンクリート
鉄筋 コンクリート	24	12	25(20)	60 以下	BB	基礎コンクリート

※ 粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

4) 鉄鋼材

鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G 3112

5) アスファルト混合物

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたアスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、これによらない場合は、製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料を、監督職員に提出しなければならない。アスファルト混合物は、アスファルトコンクリートを使用するものとし、混合物の標準配合は、「アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会）」及び「舗装再生便覧（社団法人日本道路協会）」によるものとする。

6) 埋設物表示テープ

幅 150 mm 2 倍折込 ポリエチレンクロス 黄テープ

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出して承諾を得た後に使用するものとする。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
-------	-------

電線及び電線管	カタログ等
アンカーボルト	カタログ、試験成績書
コンクリート	配合計画書・試験成績書
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表
鉄鋼材	試験成績書・カタログ
埋設物表示テープ	カタログ
その他材料（監督職員が指示するもの）	カタログ又は試験成績書

6. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン 20	舗装工
再生クラッシュラン	RC-40	路盤工

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行)等を遵守しなければならない。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

7. 建設資材等の搬出

(1) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

【内原調圧水槽】

建設資材廃棄物	処 理 施 設 名	住 所	受入時間	事業区分
アスファルト殻 (内原調圧水槽)	根崎解体工業(株)水戸リサイクルセンター	茨城県水戸市谷津町 1182-1	8:15 ~ 16:30	中間処理
アスファルト殻 (戸崎調圧水槽)	大蔵生コンクリート(株)有資リサイクルセンター	茨城県東茨城郡城里町 下青山 970	8:00 ~ 17:00	中間処理
汚泥 (舗装切断排水)	(有)ワールドカッター	茨城県小美玉市山野 608	8:00 ~ 17:00	中間処理

8. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次頁に示すとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (撤 去)	舗装撤去工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

第 14 章 試験及び検査

1. 検測又は確認（施工段階確認）

（１）本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

工 種	確 認 内 容		確認時期・頻度 （一般監督）	確認時期・頻度 （重点監督）	遠隔確認 対象
電 気 設 備	出来形確認	施設機械工事等施工管理 基準第 2 編第 8 章第 1 節 「直接測定による出来形 管理」による	施設機械工事等 施工管理基準第 1 章総則第 1 節 総則による	（３）に示すと おり	○
	品質確認	施設機械工事等施工管理 基準第 2 編第 8 章第 2 節 「品質管理」による		（３）に示すと おり	○

（２）（１）の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

また、同表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。

（３）工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

第 15 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札公告資料に規定する資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事における黒板情報の電子化

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１） 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２） 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３） 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４） 写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５） 費 用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 16 章 設計変更等の業務

受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については、別途協議の上、設計変更に計上するものとする。

第 17 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更に該当する主な事項は次のとおりである。なお軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第 2 章 4 に示す工事数量表に変更が生じた場合
- (2) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合
- (3) 第 1 1 章 2 に示す機器仕様に変更が生じた場合
- (4) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- (5) 産業廃棄物処理場及び処理方法、処理数量に変更が生じた場合
- (6) 新たな産業廃棄物が出現した場合
- (7) 現地精査に伴い配線・配管の付属品等が必要となった場合
- (8) 現地精査により変更が生じた場合
- (9) 第 15 章 4 に示す遠隔確認に使用する機器等の費用が必要になった場合
- (10) その他、監督職員が必要と認めたもの

第 18 章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-29 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への

専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 契約後 VE 提案

（1） 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（2） VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（3） VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、（2）の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（4） VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日

以内に書面（共通仕様書 様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

- 2) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
 - 3) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
 - 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 5) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 6) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 7) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。
- ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円

滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に３部を備え付けなければならない。

6. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の１～11の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、12～17については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式（洋風）便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1～6 及び【付属品として備えるもの】7～11 の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

7. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減

営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

8. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、

安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日以上))
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき積算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区分	補 正 係 数
		月単位
鉄筋工		1.02

9. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」）の発行を行う工事である。

10. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際

の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

- ・ 営繕費 : 労働者送迎費、宿泊費、借上費

- ・ 労務管理費 : 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、下表に示す施設（以下、「工事箇所」という）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

12. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算

基準は適用しない。

- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率(\%)} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数 : 1.2

16. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 19 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議する。